

函館フットボールパークの概要

担当部局	函館市教育委員会生涯学習部スポーツ振興課（電話：0138-21-3475）																										
所在地	函館市日吉町4丁目19番1号および7番1号																										
目的	市民にスポーツに親しむ場を提供するとともに、スポーツの大会、合宿等の開催を通じて人や地域の交流を促進し、もって市民の心身の健全な発達および競技水準の向上に寄与する。																										
事業概要	函館フットボールパークの維持管理，設置目的に資する事業の実施，施設の使用の許可および制限，その他業務に関すること。																										
開館時間等	<p>① 供用期間</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">天然芝サッカーグラウンド</td> <td style="padding-left: 20px;">5月1日から10月31日まで</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">人工芝多目的グラウンド</td> <td style="padding-left: 20px;">3月1日から12月28日まで</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">フットサルコート</td> <td style="padding-left: 20px;">3月1日から12月28日まで</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">テニスコート</td> <td style="padding-left: 20px;">5月1日から11月30日まで</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第1クラブハウス</td> <td style="padding-left: 20px;">5月1日から11月30日まで</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第2クラブハウス</td> <td style="padding-left: 20px;">3月1日から12月28日まで</td> </tr> </table> <p>② 供用時間</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">天然芝サッカーグラウンド</td> <td style="padding-left: 20px;">午前8時から日没まで</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">人工芝多目的グラウンド</td> <td style="padding-left: 20px;">午前8時から午後9時まで (照明設備が併設されているもの)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">人工芝多目的グラウンド</td> <td style="padding-left: 20px;">午前8時から日没まで (照明設備が併設されていないもの)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">フットサルコート</td> <td style="padding-left: 20px;">午前8時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">テニスコート</td> <td style="padding-left: 20px;">午前8時から日没まで</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第1クラブハウス</td> <td style="padding-left: 20px;">午前8時から日没まで</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第2クラブハウス</td> <td style="padding-left: 20px;">午前8時から午後9時まで</td> </tr> </table> <p>③ 閉場期間</p> <p style="padding-left: 40px;">12月29日から2月末日まで</p>	天然芝サッカーグラウンド	5月1日から10月31日まで	人工芝多目的グラウンド	3月1日から12月28日まで	フットサルコート	3月1日から12月28日まで	テニスコート	5月1日から11月30日まで	第1クラブハウス	5月1日から11月30日まで	第2クラブハウス	3月1日から12月28日まで	天然芝サッカーグラウンド	午前8時から日没まで	人工芝多目的グラウンド	午前8時から午後9時まで (照明設備が併設されているもの)	人工芝多目的グラウンド	午前8時から日没まで (照明設備が併設されていないもの)	フットサルコート	午前8時から午後9時まで	テニスコート	午前8時から日没まで	第1クラブハウス	午前8時から日没まで	第2クラブハウス	午前8時から午後9時まで
天然芝サッカーグラウンド	5月1日から10月31日まで																										
人工芝多目的グラウンド	3月1日から12月28日まで																										
フットサルコート	3月1日から12月28日まで																										
テニスコート	5月1日から11月30日まで																										
第1クラブハウス	5月1日から11月30日まで																										
第2クラブハウス	3月1日から12月28日まで																										
天然芝サッカーグラウンド	午前8時から日没まで																										
人工芝多目的グラウンド	午前8時から午後9時まで (照明設備が併設されているもの)																										
人工芝多目的グラウンド	午前8時から日没まで (照明設備が併設されていないもの)																										
フットサルコート	午前8時から午後9時まで																										
テニスコート	午前8時から日没まで																										
第1クラブハウス	午前8時から日没まで																										
第2クラブハウス	午前8時から午後9時まで																										
施設概要	<p>① 開設年月日 平成27年4月1日</p> <p>② 敷地面積 92,336㎡</p> <p>③ 施設の内容</p> <p style="padding-left: 20px;">ア グラウンドおよびコート</p> <p style="padding-left: 40px;">(ア) 天然芝サッカーグラウンド 2面 (ピッチ 105m×68m)</p> <p style="padding-left: 40px;">(イ) 人工芝多目的グラウンド 2面 (ピッチ 105m×68m (ラグビーピッチ 120m×68m))</p> <p style="padding-left: 40px;">(ウ) フットサルコート 3面 (人工芝 ピッチ 38m×18m)</p> <p style="padding-left: 40px;">(エ) テニスコート 5面 (クレイ)</p> <p style="padding-left: 20px;">イ クラブハウス等</p> <p style="padding-left: 40px;">(ア) 第1クラブハウス (335.4㎡ 大多目的室, シャワー, トイレ, 倉庫)</p> <p style="padding-left: 40px;">(イ) 第2クラブハウス (453㎡ ロッカールーム, 中多目的室, 小多目的室, シャワー, トイレ)</p> <p style="padding-left: 40px;">(ウ) 更衣室 (25.6㎡)</p> <p style="padding-left: 40px;">(エ) 倉庫 (49.5㎡)</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 駐車場</p> <p style="padding-left: 40px;">(ア) 第1駐車場 (44台)</p> <p style="padding-left: 40px;">(イ) 第2駐車場 (30台)</p> <p style="padding-left: 40px;">(ウ) 第3駐車場 (通常時 151台, 大会時 98台+バス用 10台)</p> <p style="padding-left: 40px;">(エ) 臨時駐車場 (51台)</p> <p style="padding-left: 20px;">エ その他</p> <p style="padding-left: 40px;">(ア) 防球ネットフェンス</p> <p style="padding-left: 40px;">(イ) 夜間照明 (人工芝多目的グラウンド1面, フットサルコート3面)</p> <p style="padding-left: 40px;">(ウ) ランニングコース (788m)</p> <p style="padding-left: 40px;">(エ) 多目的広場</p> <p style="padding-left: 40px;">(オ) 照明灯 等</p>																										

<p>指定管理者が行う業務内容</p>	<p>① 維持管理に関すること グラウンドおよびコートのメンテナンス，施設，設備および備品等の保守，点検，施設（グラウンド・コートを除く）および敷地内の清掃，除草等，場内巡回業務，閉場前準備，閉場期間中の施設等の巡回管理および開場前準備，施設・設備・備品等の修繕および補充，その他維持管理 など</p> <p>② 設置目的に資する事業の実施に関すること スポーツ大会・スポーツ合宿およびスポーツイベントの誘致等，利用の促進，その他設置の目的を達成するために必要な業務 など</p> <p>③ 施設の使用の許可および制限に関すること 窓口業務，利用者への案内・説明に関する業務，利用者へのサービス提供に関する業務，利用促進に関する業務，施設の使用許可，取消し など</p> <p>④ その他の業務に関すること 市に提出する書類の作成，市との連絡調整等庶務経理業務，利用者および住民からの意見，要望等への対応，事故防止，災害および事故発生時の緊急時の対応，その他施設の管理運営に必要な業務 など</p>
<p>施設管理運営経費</p>	<p>市から指定管理者へ支払う指定管理委託料および指定管理者が収受する利用料金によります。</p>
<p>条 例</p>	<p>函館フットボールパーク条例</p>
<p>現 指 定 管 理 者</p>	<p>一般社団法人 函館地区サッカー協会</p>
<p>関連リンク</p>	<p>https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014012000093/</p>